



2026年6月2日（火）14時開催
こども家庭庁「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」助成申請説明会にて
ご質問いただいた内容

※2026年6月4日（木）更新

| |
|--|
| <p>【Q】フードパントリーで一週間の食材提供で、1日に3食分×7日分だと、支援単位「21」になるか？</p> |
| <p>はい、支援単位は「21」となります。</p> |
| <p>【Q】研修会・シンポジウムの参加の際は、旅費と共に、人件費の計上（団体規程時給や最賃などに基づく）が可能か？</p> |
| <p>研修会やシンポジウムの参加についても事業の範囲内と考えるので、計上いただいて問題ございません。</p> |
| <p>【Q】他の助成金と同じ事業だと対象外という点は、対象期間が被っていなければ申請は可能か？</p> |
| <p>同一事業かつ同一費目ではないので申請可能です。</p> |
| <p>【Q】購入時に付与されるポイントについて、dポイントや楽天ポイントなど、購入時にポイントの付与は禁止となるか？また、クレジットカード使用时など、やむを得ず付与されてしまうポイントは、どう処理すればよいか？</p> |
| <p>助成金は実費弁済が原則のため、ポイントを現金に換算できる場合は、換算額を引いた分が対象経費となります。ポイントを現金に換算できない場合は全額補助対象経費外となります。対象経費となる場合には、レシート等に記載されている等ポイント付与分の証憑書類に基づき、（様式14）収入及び支出簿.xlsxの収入に記載してください。</p> |
| <p>【Q】開催頻度の決めがあるか？</p> |
| <p>開催頻度のルール等はありません。通常開催に加えて特別開催も可能です。</p> |
| <p>【Q】研修やシンポジウム（県外開催）に参加する場合認められる人数や、宿泊料金の上限、制限はあるか？</p> |
| <p>研修・シンポジウムともに参加する人数の制限はありません。宿泊料金の上限、制限については、社会通念上での判断となります。原則、高額なシティホテルではなくビジネスホテルとなります。いずれも管理運営経費となりますので、管理運営経費合計として食事等支援経費の15%が上限となります。</p> |
| <p>【Q】人件費について、最低時給程度はスタッフに謝礼として保証したいが、上限や決めはあるか？</p> |
| <p>人件費の上限や決まりはありませんが、社会通念上での判断となります。</p> |
| <p>【Q】ガソリン代は計算等で算出する計算式の指定はあるか？</p> |

計算式の指定はありません。物価変動を考慮したガソリン価格と想定している消費量で算出してください。

【Q】 備品の定義は金額等なのか？

金額ではありません。事業実施期間において事業するために必要かどうか？の判断になります。備品の購入は理由書（任意様式）の提出が必要です。

【Q】 今年からこども食堂を開始するので今回は助成対象にはなりませんが、来年もこのように助成金事業を行う予定はありますか？

こども家庭庁「ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業」は、令和5年から継続して行われています。来年も継続すると思われませんが、国の事業なので現時点ではわかりません。以下のページに最新情報が掲載されますので、定期的にご確認ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/hitori-oya/kodomo-syokuji-koubo>

【Q】 スーパーでの買い物で、食料品と消耗品を一緒に購入した場合、またレジ袋を購入した場合はどうなるか？

食料品と消耗品では経費費目が異なりますので、可能な限り会計を別にしていただき、レシートを分けてください。一緒になってしまった場合、レシートに印をする等、費目がわかるように証憑書類として管理してください。レジ袋については消耗品となります。他の消耗品だけの購入の場合には、同じ費目なのでレシートはそのまま問題ありませんが、食品購入時には費目が異なりますので、レシートに印をしてわかるようにして証憑書類として管理してください。

【Q】 生活必需品の歯磨き剤やシャンプー・洗剤等も500円ですか？

500円はあくまで目安ですので、必要であれば500円を超えても構いません。ただし、生活必需品として高額なものは認められません。支援として社会通念上、必要なものかどうか？妥当な金額か？を考えて計画してください。

【Q】 フードパントリーで配布する食品の場合、世帯単位で配布するものもあるが、その場合も支援単位500円で申請するということか？

支援単位は500円で計算しますが、人数は世帯ではなく支援人数となります。その世帯が3名であれば、支援単位500円×3人=支援単位「3」となります。

【Q】 毎月のフードパントリーでお渡しする食品分はその月毎に購入するのか？例えば7月に7月8月にお渡しする予定のものをまとめて購入することは問題ないか？

問題ありません。その月毎や開催毎に必要な分だけ購入するというのではなく、まとめて購入しても構いません。

【Q】 申請時の様式A事業サマリーへの記載の仕方は？

様式A事業サマリーは、申請書類の内容をまとめた概要となります。申請書類は様式毎にそれぞれ意味があり、事業内容や計画が綿密でしっかりしてあるほど、そのボリュームも増えていきます。これらの申請内容を全体像として捉え全体のバランスを見るために様式A事業サマリーは使われます。当然、様式A事業サマリーは他の申請書類の内容と異なってはいけません。様式A事業サマリーから気になる箇所は、他の申請書類で詳細を確認する、またその逆もあります。事業内容をわかりやすくコンパクトに、かつ漏れがなく説明できるよう記載してください。

【Q】 他の助成金を受けていて2か月くらい期間が被っている場合は、その2か月を除いて申請可能か？

可能です。活動期間が被っていないければ、同一事業とはなりません。

【Q】 こども食堂で提供する食事の内容は、すべて手作りでなくてもよいか？たとえば、冷凍カツや、お店のコロッケやカツ、チキン、ピザなどはNGか？できあいのおかずでも良かったとしても、NGの購入店舗はあるか？たとえば、吉野家の牛丼はOKなのか？ピザをみんなで分け合ってひとりあたりする場合、500円以内で食べるのはOKなのか？

すべて手作りでなくても問題ありません。冷凍食品、お惣菜購入も問題ございません。お弁当購入も大丈夫ですので、吉野家の牛丼もOKです。NGの購入店もありますが、社会通念上、高額なお弁当等は認められません。また、ピザ等の場合には、4人前2000円のピザであれば、支援単位が「4」となります。社会状況等により1支援単位（500円）では不足する場合は、社会通念に照らして、適切な支援単位数として計上しても問題ありません。

【Q】 支援形式として、最寄りのスーパーへひとり親家庭等生活困窮世帯親子に同伴し、食品や日用品等を親子が自ら選定して買物カゴに入れ、清算時に支援団体スタッフがレジで支払いをする様な形態での支出は、経費計上可能か？

対象経費として計上可能です。

【Q】 フードパントリーを実施していて、食料品の保管場所の賃料は賃借料として計上可能か？例えば、月に20日程度実施する予定の場合、一か月分の賃借料として計上可能か？

本事業の使用のみで賃貸している場合には、事業計画期間内の賃料は賃借料として計上可能です。団体の通常業務で併用している場合、他の事業と併用している場合には、その使用割合を算出、その割合分だけ賃借料として計上できます。使用割合は、使用面積もしくは使用日数で算出してください。

【Q】 母子生活支援施設に入所しているお子さんへの食品や日用品の配布も対象か？

対象経費となります。

【Q】 研修会やシンポジウムの参加にあたる旅費について、どの距離であれば旅費が経費として認められるか？また子ども連れの場合、その旅費は計上できるか？

距離は関係なく、参加に必要な旅費であれば認められます。お子様については、原則、私的事情に基づく支出のため補助対象外となります。

【Q】 2025年7月から活動を開始したのですが、活動して1年以上の条件は満たしているか？

対象条件となる「こども食堂等の実施、又は、こども食堂等や子育て支援、ひとり親家庭・生活困窮者支援に関する活動のいずれかについて、1年以上の活動実績が有る」という意味は、「こども食堂を実施してから1年以上」ということではありません。こども支援に何らかの形で携わっている実績が1年以上ということになります。ご質問の場合、いきなり何のこども支援（ボランティアも含む）経験がなくということであれば、1年未満とみなされますが、それ以前に準備も含めて活動していたのであれば、1年以上とみなされます。

【Q】 東京への研修会参加に新幹線も利用できるか？

利用できます。新幹線代も対象経費となります。

【Q】 このような申請は初めて、PDFとかの申し込みがちょっと出来ない場合は、どうしたらよいか？

申請はPDFではなく、Word（ワード）、Excel（エクセル）での申請書類作成となります。提出時は、Word、Excelのデータのまま編集できる状態を、メールで送っていただきます。このような作業が難しい場合、どなたか周りでお手伝いいただける方を見つめていただき、書類作成をしていただくしかありません。事業完了報告書の提出に際して、証憑書類を電子データ（PDF）にする作業を、ご自身できなければ委託費（申請時に理由書が必要）として経費計上できますが、申請時は事業が始まる前で、対象期間とならないため、経費計上することはできません。

【Q】 社会福祉協議会から1年単位で助成があるが、その場合は申請できないか？

その助成金の規定によりますので、社会福祉協議会に本事業と併用できるか？ご確認ください。同一事業かつ同一品目での活動は対象外となりますので、例えば、社会福祉協議会の助成金がかども食堂開催として出ている場合、本事業ではフードパントリーで活動するという場合は、フードパントリーでの活動で申請できます。社会福祉協議会の助成金申込時に提出している活動計画以外であれば対象となりますので、社会福祉協議会の助成対象となっているのが通常の子ども食堂開催であった場合には、その開催とは別途特別開催する子ども食堂事業は対象となります。

【Q】 子ども食堂とフードパントリーをやっていますが、被らないために日を変えたら大丈夫か？

同日に開催しても構いません。

【Q】 毎日子ども食堂を行っています。一般食堂の活動や市の事業などさまざま行っていますが水道光熱費は計上は半分可能か？

水道光熱費は計上可能です。本事業で使う分を適切に算出していただき、計上してください。利用人数とか利用時間で考えて算出いただければ問題ございません。

【Q】 ケーキやホットケーキを作るワークショップなどの材料費や講師代とかは対象経費か？

食事にかかわるワークショップであれば経費対象となります。例えば、ものづくりのワークショップがメインで、そこにおやつを提供をする場合は、おやつ代も経費対象とはなりません。本事業は食事支援が主な目的となりますので、食事補助に結びつく内容のワークショップであれば問題ありません。講師代については、参加人数が少なく講師代が多くなる場合には、食事支援としての経費比率が適切とは言えません。社会通念上に基づく謝金となります。

【Q】 クリスマスケーキ（ホールケーキ）お節料理などのお正月食材の支援は対象経費になるか？

2000円や3000円、ものによってはそれ以上するホールケーキや、おせち料理は必需ではないので対象経費にはなりません。対象経費になる例としては、クリスマスの時期に食事と一緒にカットケーキをデザートとして提供する場合や、お正月にちょっとしたおせち料理を提供することは問題とは言えず、対象経費となります。特別な時期や事業があっても、高額な支援は対象経費として認められません。支援単価500円を基本に、500円を超える場合には社会通念上、適切な費用にての支援となります。

【Q】 タクシーでの移動は対象経費になるか？

原則、公共交通機関となりますので、タクシーは私的利用となり経費としては認められません。例外として、公共交通機関がなく、最寄り駅までタクシーを利用するしかない場合は認められますが、その場合は理由書（任意形式）の提出が必要です。

